

東海大学付属仰星高等学校同窓会情報システム利用規則（案）

〔平成 24 年 4 月 1 日 同窓会理事会裁定〕

（目的）

第 1 条 本規則は、東海大学付属仰星高等学校(以下「本校」という。)の卒業生で組織された本校同窓会（以下「同窓会」という。）で提供される同窓会情報システムの利用に関する事項を定め、同窓会における情報システムの円滑な利用と情報セキュリティの確保に資することを目的とする。

2 同窓会情報システムの利用目的は以下とする。

- (1) 同窓会の主催もしくは後援するイベントのほか、会則に基づき同窓会が行う活動
- (2) その他理事会(第 2 章第 8 号に定めるもの)が特に認めたもの

（定義）

第 2 条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 会則 同窓会が定める「東海大学付属仰星高等学校 同窓会会則」（昭和 6 1 年 3 月 2 日実施）をいう。
- (2) 細則 同窓会が定める「東海大学付属仰星高等学校 同窓会会則細則」（平成 2 3 年 1 1 月 2 0 日改訂）をいう。
- (3) 同窓会情報システム 同窓会の情報基盤として供される情報システムのうち、理事会が指定した、同窓生認証システム(第 12 号に定めるもの)、同窓生同報通信システム(第 20 号に定めるもの)、名簿管理データベースシステム(第 22 号に定めるもの)及びアラムナイポータルシステム(第 24 号に定めるもの)をいう。
- (6) 会員 会則(第 2 章に定めるもの)により入会資格を有する本校の卒業生及び教職員をいう。
- (7) その他卒業生 同窓会の入会資格を満たさない条件で本校を卒業した者をいう。
- (8) 理事会 会則(第 3 章に定めるもの)により総会にて任命された理事で構成する執行機関をいう。
- (9) 事務局 会則(第 3 章に定めるもの)により総会にて任命された事務局長及び次長、また事務局長が指名した事務担当役員で構成し、同窓会を円滑に運営する補助機関をいう。
- (10) システム提供事業者 同窓会からシステム運営を委託契約されている業者をいう。
- (11) 利用者 同窓会情報システムの利用資格を有し同窓生 ID の交付を受けた者をいう。
- (12) 同窓生認証システム 同窓生 ID(第 13 号に定めるもの)、同窓生認証基盤(第 14 号に定めるもの)及び認証システム(第 15 号に定めるもの)らなる情報基盤をいう。
- (13) 同窓生 ID 会員を示す識別コード(第 17 号に定めるもの)として交付される ID。
- (14) 同窓生認証基盤 会員に交付される同窓生 ID に対し、パスワード及び一部の属性を同

窓生の主体認証情報(第 18 号に定めるもの)として収容するための情報基盤をいう。

(15) 認証システム アラムナイポータルシステム及び理事会により同窓生認証システムを用いる事を許可されたその他のサービスで認証を行う認証システムをいう。

(16) 認証 情報システムにアクセスを希望する主体により提示された情報に対し、提示した主体が正当な主体であるか否かを検証することをいう。ここで、主体は、主として、人を想定しているが、複数の情報システムや装置が連動して動作する際には、情報システムにアクセスする主体として、他の情報システムや装置も含めるものとする。識別コードの符号と共に正しい方法で主体認証情報が提示された際に主体認証ができたものとして、情報システムはそれらを提示した主体を正当な主体として認識する。

(17) 識別コード 認証を行うために、利用者等又は電子計算機が提示する情報のうち、情報システムが利用者等又は電子計算機を正当な権限を有するものとして認識する情報をいう。

(18) 主体認証情報 主体認証を行うために、利用者等又は電子計算機が提示する情報のうち、情報システムが利用者等又は電子計算機を正当な権限を有するものとして認識する情報をいう。

(19) 利用者端末 利用者が同窓会情報システムへアクセスするための情報通信端末や計算機をいう。

(20) 同窓生同報通信システム 会員が指定する連絡先に宛てて、事務局が連絡を一斉送信、または範囲を限定して送信することを可能とする通信システムをいう。

(21) 同報情報配信 同窓生同報通信システムを使用して、事務局より一斉に配信される連絡行為をいう。

(22) 名簿管理データベースシステム 会員の名簿を格納するデータベースシステムをいう。

(23) 個人情報 同窓会情報システムで扱う情報のうち、開示されることで特定個人を識別可能となり、且つ個人の私生活等が露わになるおそれのあるものをいう。

(24) アラムナイポータルシステム 利用者が Web 等を経由して同窓会情報システムへアクセスするための、インタフェースを担うアプリケーションを提供するシステム及び、システム内部で動作するソフトウェアをいう。また、これに加えて同窓会の運用上必要な機能・サービスを提供するシステム及び、システム内部で動作するソフトウェアを併せ持ったものをいう。

(適用範囲)

第 3 条 本規則は会員のほか、すべての利用者に適用する。

本規則は、以下の情報システムを対象とする。

(1) 同窓会情報システム

(2) 同窓生認証システムと連携するシステム

(同窓生 ID の申請と交付)

第 4 条 同窓会に入会した者は、事務局が別途定める手続きにより申請を行い、同窓生 ID の交付を受けなければならない。

(その他卒業生への同窓会情報システム臨時利用許可)

第 5 条 同窓会理事長は、その他卒業生について、以下の各号のいずれかに該当し必要があると認めるときは、同窓会情報システム臨時利用者として、同窓会情報システムの利用の許可を与えるものとする。

- (1) 理事会より臨時利用の目的・範囲・期間等を明示して申請があったとき
- (2) 本校より臨時利用の目的・範囲・期間等を明示して申請があったとき
- (3) その他同窓会理事長が特に必要があると認めたとき

(同窓生 ID 利用の遵守すべき事項)

第 6 条 利用者は、同窓生 ID の利用に際して次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 自分の同窓生 ID を他の者に使用させたり、他の者の同窓生 ID を使用したりしてはならない。
- (2) 他の者の主体認証情報(パスワード)を聞き出したり使用したりしてはならない。
- (3) 主体認証情報(パスワード)は、セキュリティに配慮し適切に管理しなければならない。
- (4) 利用者は、認証を伴って同窓会情報システム又は同窓生認証システムと連携するシステムへアクセス中の利用者端末において、他の者が無断で画面を閲覧・操作することができないように配慮しなければならない。
- (5) 同窓生 ID を他の者に使用され又はその危険が発生した際には、直ちにシステム提供事業者と同窓会事務局にその旨を報告しなければならない。
- (7) 姓名の変更等、登録情報に変更が生じた際は、遅滞なく別途定める方法にて届け出なければならない。
- (8) 利用者は、同窓生 ID による認証を伴って、同窓会情報システム又は同窓生認証システムと連携するシステムへのアクセスによって得られた情報を、入手する正当な権利を有しない者に対し、公言・掲載などあらゆる手段を含め開示してはならない。

(同窓生同報通信システムの利用で遵守すべき事項)

第 7 条 事務局は、同窓生同報通信システム等を使用して、同総会運営上必要と認められる連絡事項を、会員が指定する連絡先に宛てて、送信することができる。

2 同窓生同報通信システムを経由した同報情報配信を依頼する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 同報情報配信を希望する場合は、別途定める申請手続きにより事務局へ配信を依頼しな

ければならない。

(2) 同報情報配信の依頼は、同窓生間の校友関係の維持または本校への後援に寄与することが明白であり、同窓会理念に合致する場合のみ、事務局により承認される。但し、次号以降に記載の禁止事項に該当する場合及び該当が疑われる場合は承認されない。

(3) 同報情報配信を、政治活動や宗教勧誘、思想の伝播、及びそれらの目的要素を含む集会への宣伝活動等に用いてはならない。

(4) 同報情報配信を、商品の販売・サービスの勧誘またはそれらに類する行為、及びそれらの目的要素を含む集会への宣伝活動等に用いてはならない。

(5) 同報情報配信を、卒業年度・クラス・クラブや課外活動を除く、派閥またはそれに類する限定的なグループ、並びに特定個人のみを対象とする内容の連絡に用いてはならない。

(6) 同報情報配信する内容は、他者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(7) その他公序良俗に反する目的で、同報情報配信を用いてはならない。

3 事務局は承認した依頼について、滞りなく同報情報配信を行わなければならない。

4 届け出とは異なる趣旨で、本情報システムを利用した集会等が開催されていることを発見した利用者は、直ちに事務局へ通報しなければならない。

(名簿管理データベースシステムの遵守すべき事項)

第8条 姓名や連絡先の変更等、登録情報に変更が生じた際は、遅滞なく別途定める方法にて届け出なければならない。

2名簿管理データベースシステムに任意で登録可能な情報については、利用者自身でその必要性を判断し、自らの責任でもって情報の登録と公開範囲の設定を実施しなければならない。

(アラムナイポータルシステム利用の遵守すべき事項)

第9条 利用者は、アラムナイポータルシステムの利用に際して次の各号を遵守しなければならない。

(1) アラムナイポータルは、同窓会が指定する正規の認証手段を経てログインした状態で利用しなければならない。

(2) アラムナイポータルにログインした状態でのみ閲覧可能な情報は、閲覧する正当な権利を有しない者に対し、公言・掲載などあらゆる手段を含め開示してはならない。

(3) アラムナイポータルの使用中及び使用後は、ログインしていた利用者端末を他の者が使用して、無断で画面を閲覧・操作することができないように配慮しなければならない。

(4) アラムナイポータルを用いて情報を発信する場合は、政治活動や宗教勧誘、思想の伝播、及びそれらの目的要素を含む集会への宣伝活動等に用いてはならない。

(5) アラムナイポータルを用いて情報を発信する場合は、商品の販売・サービスの勧誘またはそれらに類する行為、及びそれらの目的要素を含む集会への宣伝活動等に用いてはならない。

い。

(6) アラムナイポータルを用いて情報を発信する場合は、他者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(7) その他公序良俗に反する目的で、アラムナイポータルを用いてはならない。

(8) アラムナイポータルを用いて情報を発信しようとする際、事務局より内容の修正を求められた場合は、いかなる理由があろうとも、事務局の指示に従うまたは発信自体を撤回しなければならない。

(同窓生 ID の一時停止と復帰)

第 10 条 システム提供事業者は、第 6 条及び第 7 条第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 9 条第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号に該当する違反行為を発見したとき、又は主体情報が他者に使用され若しくはその危険が発生したことの報告を受けたときは、同窓生 ID により認証を行っている同窓会情報システムに基づき同窓生認証システムと接続されているシステムの全部又は一部へのアクセス制限を行い、その旨を事務局に報告するものとする。

2 システム提供事業者は、前項の措置を行った場合、速やかにその旨を該当する利用者に通知するものとする。ただし、電話、郵便等の伝達手段によっても通知ができない場合はこの限りでない。

3 同窓生 ID の一時停止あるいはアクセス制限を受けた利用者等が、同窓生 ID の復帰を希望するときは、その旨を事務局に申し出るものとする。

4 事務局は、前項の申し出を受けたときは、当該の同窓生 ID の安全が確保されていることを確認した後、速やかに同窓生 ID の復帰をシステム提供事業者へ指示するものとする。

(同窓生 ID の再発行)

第 11 条 利用者は同窓生 ID を忘失した場合、その旨を申し出るものとする。

2 システム提供事業者は、前項の申し出を受けたときは、利用者の本人確認を行った後、速やかに同窓生 ID の再発行を行うものとする。

(セキュリティインシデントへの緊急対処)

第 12 条 システム提供事業者は、同窓会情報システムにおける不正アクセス(不正アクセスか否か判断できない場合を含む、以下同じ)と被疑される状況その他同窓会情報システムに関する重大なセキュリティ侵害を認めたとき、直ちに理事会に通知しなければならない。

2 事務局は利用者からの第 1 項に類する事態を利用者からの通報または自ら認めた場合は、直ちにシステム提供事業者と理事会へ通知するものとする。また状況に応じて、システム提供事業者へ同窓会情報システム及び同窓生認証システムと連携するシステムのネットワー

ク接続を一時的に遮断する等被害の拡大防止の指示ができるものとする。

3 システム提供事業者は、インシデントの原因を調査し再発防止策を策定し、その結果を報告書として理事会並びに本校へ報告するものとする。

4 第 1 項への関与が認められた場合又は疑われた場合、システム提供事業者は、事務局の指示の下でインシデントの原因調査を実施しなければならない。

5 システム提供事業者は、インシデントの発生について自ら認めた場合、または事務局からの通知を受けた場合には、その内容を検討し、再発防止策を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(違反行為への対処)

第 13 条 事務局は、第 6 条及び第 7 条、第 8 条、第 9 条に掲げる事項に違反すると被疑される行為を認めるとき、又は通報を受けたときは、速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。なお、事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 第 1 項への関与が認められた場合又は疑われた場合、利用者並びにシステム提供事業者は、事務局が行う当該行為についての事実の確認及び調査に協力しなければならない。

3 事務局は、第 1 項の措置を講じたときは、遅滞無く、理事会にその旨を報告しなければならない。

4 調査によって違反行為が判明したときは、事務局は次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止勧告
- (2) 当該行為者のアカウントの停止又は削除の通知
- (3) 理事会及び本校への報告
- (4) その他法令に基づく措置

(同窓生認証システムとの連携を希望するシステムの接続の許可と停止)

第 14 条 同窓生認証システムとの連携を希望するシステムを運用する者は、利用目的及び接続において提供される情報の利用範囲を明示した上で、事務局に申請し、同窓生認証システムへの接続に対する許可を得なければならない。

2 事務局は、前項の申請に対し、システム提供事業者と技術的な実現性を協議した上で、申請内容が妥当と認められる場合は同窓生認証システムへの接続を許可しなければならない。

3 事務局は、第 1 項の申請に対して許可した接続又はあらかじめ指定する範囲の接続において、個人情報提供される場合には、同窓生認証システムとの連携を希望するシステムと個人情報の利用目的について、対象となる利用者に通知又は公表しなければならない。

4 利用者は、同窓生認証システムへの接続について、その必要がなくなった際、遅滞なく事

務局にその旨を届けなければならない。

5 事務局は、同窓生認証システムの接続によって、同窓生認証システムと連携するシステムに提供された情報の利用の範囲が、接続の申請時に示した利用目的及び情報の利用範囲を逸脱しないよう必要な措置を講じなければならない。

(利用者等の責務)

第 15 条 利用者は、同窓会情報システム又は同窓生認証システムと連携するシステムを利用する際、利用者がアクセスに用いる端末に対して、国が定める各種ガイドライン及び基準等に準じた、セキュリティ対策を実施するよう努めなければならない。

2 利用者は、事務局が行う第 13 条第 1 項の事実の確認及び調査に協力するよう努めなければならない。

3 利用者は、第 6 条から第 9 条に規定する遵守すべき事項に違反すると疑われる行為を発見した場合、並びに、同窓会情報システム又は同窓生認証システムと連携するシステムにおける不正アクセスと被疑される状況その他重大なセキュリティ侵害を認めたときは、速やかにシステム提供事業者と事務局にその旨を通報するよう努めなければならない。

(雑則)

第 16 条 本規則に定めるもののほか、同窓会情報システムの利用に関し必要な事項は事務局が定める。

附則 本規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。